プラント状況確認結果（令和２年１月７日～令和２年１月14日）

令和２年１月１５日
福島県原子力安全対策課

令和２年１月７日～令和２年１月１４日までの期間に、東京電力から福島第一原子力発電所のプラント状況に関する報告内容について、県が確認した結果は次のとおりであり、前回の報告から大きな変動はありません。

プラント状況（1月14日午前11時）

以下の項目について、実施計画*に定める制限を超える測定値はありません。

また、県の楢葉町駐在職員が福島第一原子力発電所中央操作室にてプラント状況を確認しています。確認結果はこちら（県ＨＰ）を御覧ください。

場所	目的	監視項目*	1号機	2号機	3号機	4号機※2
原子炉※1（核燃料）	冷却	注水量（m^3／h）	2.8	2.8	2.9	—
		圧力容器底部温度（℃）	16.9	21.0	21.2	—
	未臨界確認	キセノン135濃度（Bq／cm^3）	1.19×10^{-3}	検出限界値未満	検出限界値未満	—
圧力容器	水素爆発防止	窒素充填	充填中	充填中	充填中	—
格納容器		水素濃度（体積%）	0.00	0.05	0.15	—
使用済燃料プール	冷却	水温（℃）	19.6	19.6	18.9	—

※１　直近データのみ記載。詳細は東京電力のページを御覧下さい。

※２　４号機は原子炉及び使用済燃料プールに核燃料が入っていないため冷却等は必要ありません。

(1)　発電所敷地境界におけるモニタリングポストの測定結果（1月14日午前10時）

最小 0.402（MP-6）～ 最大 1.253（MP-4）μSv／h　⇒計測地点の地図

(2)　発電所専用港内の海水中セシウム137濃度の測定結果（1月13日採取分）

最小 検出限界値未満（6号機取水口前、物揚場前）

※検出限界値は約0.54、0.44 Bq／L

～ 最大 4.1（1～4号機取水口内南側）Bq／L

⇒計測地点の地図

(3)　発電所専用港外（沿岸）の海水中セシウム137濃度の測定結果（1月13日採取分）

5、6号機放水口北側：検出限界値未満　※検出限界値は約0.68 Bq／L

南放水口付近：検出限界値未満　※検出限界値は約0.63 Bq／L

⇒計測地点の地図

(4)　発電所敷地内の大気中セシウム137濃度の測定結果

敷地境界に設置されている連続ダストモニタにより２４時間連続で監視しております。測定結果はリアルタイムで公開されていますので、こちら（東京電力ＨＰ）を御覧ください。

(5)　1～6号機タービン建屋付近のサブドレン水中セシウム137濃度の測定結果(1月10日採取分)

最小 検出限界値未満（3、5、6号機）※各検出限界値は5.1、4.9、3.9 Bq／L
～ 最大190（2号機）Bq／L

トラブルの概要（令和2年1月7日～令和2年1月14日）

この一週間におけるトラブルについて、東京電力から以下のとおり報告を受けました。

■既設多核種除去設備における水たまりの確認について（1月9日発生）

午後1時50分頃、既設多核種除去設備のHIC（高性能容器）排水ラインフランジ下部に水溜まり（約15cm×約15cm×深さ約1㎜）があることを協力企業作業員が発見しました。漏えいした水は堰内に留まっております。

東京電力社員が現場を確認したところ、吸着塔からHICへの排水ライン下流側フランジ部の滴下は停止していましたが、フランジの漏えい防止カバー内に水が溜まっており、更にカバーに破れが生じていたことから、水たまりはカバーの中に少量溜まっていた水が滴下したものと判明しました。念のため、フランジ部の増締めを行い、カバーの取り替えを実施しました。

詳しくはこちら（１）（２）をご覧ください。

■6号機残留熱除去系（Ｂ）圧力制御室吸込弁の手動操作ハンドルの軸折損について（続報）

2019年11月19日発生した6号機残留熱除去系（Ｂ）の圧力抑制室吸込弁（MO-E12-F004B）手動操作ハンドルの軸の折損については、１月８日に、手動操作ハンドルの軸を交換し動作確認を行い、異常がないことを確認したことから、午前11時18分に6号機残留熱除去系（Ｂ）が動作可能な状態に復帰したと判断しました。

詳しくはこちら（３）をご覧ください。

■構外にて負傷者の発生について（1月13日発生）

午後1時40分頃、増設雑固体廃棄物焼却設備設置工事において作業中、配管に挟まれ指を負傷した。入退域管理棟救急医療室の医師の診察を受けたところ、緊急搬送の必要があると診断されたため、午後2時18分、救急車を要請しました。午後2時53分頃ふたば医療センターに搬送され、その後、いわき市医療センターに同日午後6時17分頃搬送されました。2週間程度の経過観察のため、いわき市医療センターに入院となりました。

詳しくはこちら（４）（５）をご覧ください。

＊実施計画及び監視項目に関する解説

○実施計画

正式名称は「福島第一原子力発電所特定原子力施設に係る実施計画」。東京電力の廃炉の取組（設備設置含む）について、原子力規制庁が安全性の審査を行い認可したもので、事業者の安全上守るべき基準値等が示されています。

○注水量及び圧力容器底部温度

１～３号機の原子炉格納容器内に存在する溶け落ちた燃料（燃料デブリ）を冷却するため、継続的な注水を行っています。実施計画では原子炉圧力容器の底部温度を 80℃以下で管理することを定めています。

○キセノン 135 濃度

キセノン 135 はウランが核分裂する過程で生じる放射性物質であり、量によってどの程度核分裂が起きているか推定することができます。実施計画では 1 Bq/cm^3 以下であることが定められています。

○窒素充填及び水素濃度

水素爆発防止を目的に、原子炉内の水素濃度を測定し、実施計画に定める制限値（2.5%）よりも低いことを確認しています。１～３号機では、原子炉格納容器に窒素を注入することにより水素や酸素の濃度を下げています。

○水温

使用済燃料プールの水を循環冷却することにより、プール水温を管理しています。なお、実施計画では 60℃（１号機）または 65℃（２、３号機）以下で管理することが定められています。

（お問い合わせ　024-521-7255）